別表　本件買収防衛策が東邦 HD の保身・隠蔽・形骸の体質を示す事実一覧

東邦 HD には、**保身を目的**として、**不都合な事実を隠し立て、また、再発防止策やガバナンス体制を形式だけ整えて実質を欠いた形骸**とする、根深い保身・隠蔽・形骸の体質が存在する。本件買収防衛策の導入及び発動も、かかる保身・隠蔽の体質の表れにほかならない。その具体的な事実は、以下のとおりである。

No.	東邦 HD の行為・関連事実	保身・隠蔽・形骸の体質を示す点	証拠資料等
1　本件買収防衛策の導入及び発動に関する経緯			
1	3D が枝廣 CEO・馬田 COO の検察官面前調書（本件供述調書）を東邦 HD に提供した**わずか 2 か月後**に、東邦 HD は、3D を対象とする本件**買収防衛策を導入**した。	追加取得を脅威と評価したためではなく、本件供述調書に基づく責任追及・対話を遮断して、保身を図る目的で導入したこと（保身）。	東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」 本件供述調書提供の事実
2	3D が、既保有分と合わせて議決権割合 30%を追加取得の上限とする、法的拘束力のある**誓約書案を交付したにもかかわらず**、東邦 HD は誓約書の受領を拒否した。 また、本件買収防衛策導入時の開示資料で当該誓約書案の**存在に一切言及せず、後に「開示の必要はない」**とした。	追加取得を脅威と考えていなかったこと、及び株主が 3D による買い上がりリスクを判断するうえで重要な事実を隠して、本件買収防衛策への株主の賛同を得ようとしたこと（隠蔽）。	3D「誓約書」 東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」 東邦 HD「第 78 回定時株主総会に関する FAQ」・7 頁 東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.の大規模買付行為等説明書及び回答書に記載された事項の当社認識」・5 頁
3	3D はどれだけ追加取得するか決めておらず、その旨を東邦 HD に伝えていた。それにもかかわらず、東邦 HD は、3D が「最大 30%となるまで追加取得することを決定した」旨を開示した。	3D が 30%まで追加取得することを決定したとの印象を生じさせる東邦 HD の開示は、株主を誤導し、本件買収防衛策を正当化しようとするものであったこと（隠蔽）。	3D「令和 7 年 7 月 11 日付け取締役会宛て書簡」・3 頁 3D「貴社ご質問事項に対するご回答について」・2 頁 東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」・3 頁
4	3D への情報提供要請において、3D が経営支配権を取得しようとしているとの前提に立った誤導的な質問を繰り返した。	3D が経営支配権を取得しようとしているかのように株主を誤導し、本件買収防衛策を正当化しようとしたこと（隠蔽）。	東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に係る情報提供の要請に関するお知らせ」 東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に係る追加情報提供の要請に関するお知らせ」 東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に係る追加情報提供の再要請に関するお知らせ」 東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果及び対抗措置発動に関する株主意思確認の議案上程に関するお知らせ」・4 頁以下

No.	東邦 HD の行為・関連事実	保身・隠蔽・形骸の体質を示す点	証拠資料等
5	3D との回答書のやり取りをそのまま開示することなく、恣意的に切り取って株主に開示した。	回答書に記載される 3D の回答のうち、東邦 HD にとって都合の良い内容を恣意的に切り取った偏向的・不公正な情報開示をおこなったこと（隠蔽）。	3D「東邦 HD による不適切な買収防衛策の濫用について」・38 頁 東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果及び対抗措置発動に関する株主意思確認の議案上程に関するお知らせ」・3 頁以下 3D「『本必要情報の提供の要請』に対する回答書」 3D「『追加情報の提供の要請』に対する回答書」 3D「『追加情報の提供の要請（2）』に対する回答書」
2　本件供述調書の信用性否定等			
6	本件供述調書には、枝廣 CEO が、JCHO 事件当時、東邦薬品の営業担当者等が受注調整を行っていることを認識していながら、これを防止する措置を講じていなかったことが、また、馬田 COO が、自らも受注調整に関与した経験があること、受注調整を「必要悪」と受け止めていたこと、及び会社の再発防止策は「お役所向け」で具体性がないものであったことなどが、それぞれの検察官に対する供述として記載されている。	現経営陣である枝廣 CEO・馬田 COO の供述内容は、両名の取締役としての善管注意義務違反や適格性に疑義があることを直接基礎づけ得るものであり、保身・隠蔽の動機を裏付けること（保身）。	令和 2 年（特わ）第 3100 号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件保管記録 枝廣弘巳氏 供述調書・5～6 頁 同・馬田明氏 供述調書①・15 頁 同・馬田明氏 供述調書②・5～6 頁
7	監査等委員会・取締役会が、**本件供述調書は「誘導的・威圧的な取調べ」で作成された疑いがあり信用性が低いとして**、提訴請求（枝廣 CEO・馬田 COO らによる善管注意義務違反）について不提訴を決定した。	後記 No.8～12 のとおり本件供述調書の信用性を低いものとする根拠が不十分であることからすると、提訴請求の対象を守るための、結論ありきの判断であること（保身・隠蔽）。	東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果及び対抗措置発動に関する株主意思確認の議案上程に関するお知らせ」・15 頁以下 東邦 HD「不提訴理由通知書」 東邦 HD「株主からの提訴請求への対応（不提訴）について」
8	本件供述調書の信用性を否定する根拠の中核が、**責任を問われている本人（枝廣 CEO・馬田 COO）の事後の供述と私的な手帳のみ**であった。	客観性を欠き、本人の弁解に依拠した結論ありきの判断であること（保身・隠蔽）。	東邦 HD「不提訴理由通知書」 東邦 HD「当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果及び対抗措置発動に関する株主意思確認の議案上程に関するお知らせ」・15 頁以下
9	本件供述調書に関して「威圧的・誘導的な取調べ」を行ったと東邦 HD が主張する**検察官（H 氏）が、退官後、東邦 HD の顧問弁護士に就任**している。	「威圧的・誘導的取調べ」をした検察官を顧問弁護士に就任させるという判断は不合理であることから、「威圧的・誘導的取調べ」との説明自体が言い逃れであり、本件供述調書の信用性の否定が保身目的であることを示すこと（保身・隠蔽）。	3D「東邦 HD による不適切な買収防衛策の濫用について」・61 頁 医薬経済 ONLINE「医薬品卸大手の東邦 HD『日大事件』の証拠資料で歪な取引が露呈、メーカーからの契約解除リスクも」・6 頁 枝廣弘巳氏 供述調書・7 頁 馬田明氏 供述調書①・15 頁

No.	東邦 HD の行為・関連事実	保身・隠蔽・形骸の体質を示す点	証拠資料等
			馬田明氏 供述調書②・11 頁
10	東邦 HD は、経営陣が受注調整を認識していなかったとしたが、これは、JCHO 事件における相被告人の**公判供述（被告人 K1 氏は、決裁ルート上の上司は馬田氏であったこと及び受注調整について上層部も薄々気が付いていた旨を供述している。）と矛盾**する。	受注調整を認識していなかったという東邦 HD の主張は、関係者による他の供述と整合せず、保身のための強弁であること（保身・隠蔽）。	枝廣弘巳氏 供述調書・5～6 頁 馬田明氏 供述調書①・15 頁 馬田明氏 供述調書②・5～6 頁 被告人 K1 氏 供述調書・24 頁及び 25 頁
11	東邦 HD は、JCHO 事件に関する刑事被告人（東邦薬品）の完全親会社として、被告人（東邦薬品）が保有する訴訟記録を当然確認し得た。そして、当該訴訟記録には、**本件供述調書の内容（枝廣・馬田が受注調整を認識していたこと等）と整合する事実（相被告人らの供述等）が含まれている**。	東邦 HD は、東邦薬品の完全親会社として、JCHO 事件に関する刑事裁判記録を容易に確認できたはずであり、また、本件供述調書の信用性の検討のためには当然に当該記録を確認すべきであった。それにもかかわらず、本件供述調書と整合する内容の証拠の内容を踏まえることなく本件供述調書の信用性を否定したことは、記録による裏付けを無視した、保身のための不合理な判断であること（保身・隠蔽）。	証拠等関係カード（甲）（抜粋）をはじめとする JCHO 事件に関する刑事訴訟記録
12	JCHO 事件に関する刑事裁判手続における裁判長の被告人質問に対し、被告会社代理人（刑訴法 283 条）として出頭した Y 氏は、本件が起きた最も大きな原因は**「会社の上層部」、「代表取締役あるいは取締役の面々」**にも存在すると言及した。	JCHO 事件の根本原因が経営トップにあることを、被告会社代理人（刑訴法 283 条）として出頭した Y 氏が公判廷で供述しており、東邦 HD による不提訴判断が保身であることを推認させること（保身）。	被告会社代理人 Y 氏 供述調書・15 頁及び 16 頁
13	馬田 COO は、会社の刑事責任が問われた**公判に自ら出頭せず**、法務課長 Y 氏を代わりに出頭させた（裁判長も出頭しなかった点を指摘）。	自ら説明責任を果たすことを回避した、保身的な態度であること（保身）。	被告会社代理人 Y 氏 供述調書・1 頁及び 16 頁
14	東邦 HD の第 77 回定時株主総会では本件**供述調書が株主に開示されないまま**枝廣 CEO が再任（賛成率 70.01%）されたが、開示後の第 78 回定時株主総会では枝廣 CEO の再任への賛成率が 60.78% まで低下した。	経営陣が過去の受注調整を認識・関与していたという取締役の適格性の判断に不可欠な情報を隠したこと（隠蔽）。	当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」・4 頁 第 77 回、第 78 回株主総会結果（令和 8 年 6 月 29 日付け臨時報告書・ 2 頁、令和 7 年 7 月 1 日付け臨時報告書・2 頁）
15	3D からの取締役への責任追及の訴えに関する提訴請求への対応（不提訴）を開示した際に本件供述調書の信用性の判断に関する言及をしなかった。また、東邦 HD が「威圧的・誘導的な取調べ」を行ったと主張する**検察官（H 氏）が、退官後、東邦 HD の顧問弁護士に就任**している点を、3D が指摘したことに対しても、東邦 HD は、第 78 回定時株主総会に関する FAQ で一切反論しなかった。	都合の悪い点への言及を避ける不誠実な対応であり、自らの判断の不合理性を自認するものであること（隠蔽）。	3D「東邦 HD による不適切な買収防衛策の濫用について」・61 頁 東邦 HD「株主からの提訴請求への対応（不提訴）について」 東邦 HD「第 78 回定時株主総会に関する FAQ」

3　ガバナンス・再発防止の形骸化等			
16	馬田 COO は、過去の談合を受けて策定した再発防止策について**「お役所向け」で具体性がない旨**を検察官の面前で供述していた。	不祥事の再発防止策が実効性を欠く形骸にとどまっていたこと（形骸）。	馬田明氏 供述調書②・5〜6 頁
17	東邦 HD が設置した経営戦略委員会は、資本効率指標を据え置くなど現状を追認するだけのものにとどまり、企業価値向上のための検討が不十分に終わった。	自ら設けた委員会が実質的に機能せず、形骸化していたこと（形骸）。	3D「経営戦略委員会の検証結果と 3D 企業価値向上策との差異」・1〜2 頁 3D「東邦 HD による不適切な買収防衛策の濫用について」・31 頁
18	3D が過去の談合事件等について独立した第三者委員会の設置を再三要請したのに対し、**東邦 HD はこれを繰り返し拒絶**した。	現経営陣の影響を受けない独立した第三者による客観的検証を回避し、ガバナンスの検証を形骸化したこと（保身・形骸化）。	３D「令和 7 年 3 月 25 日付け取締役会宛て書簡」 東邦 HD「貴社ご要請に対するご返答」 3D「供述調書に記載される新事実に基づく第三者委員会設置の最終の要請について」 東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.からの第三者委員会設置に関する書簡の受領及びそれに対する回答書の提出に関するお知らせ」ほか
19	本件買収防衛策の発動を判断する独立委員会の委員長小谷秀仁氏は、東邦 HD と取引関係にある万有製薬（現 MSD 社）に所属していたほか、その関連団体の役職等も務めていた。	対抗措置の是非を判断する独立委員会が実質的な独立性を欠き、形骸化していること（形骸）。	東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」別紙 2 3D「東邦 HD による不適切な買収防衛策の濫用について」・65 頁
20	JCHO 事件の罰金刑に係る判決は、東邦薬品について、過去の受注調整行為について課徴金納付命令を受けているにもかかわらず、それ以降も受注調整行為が繰り返し行われていたことを認定したうえで、これに鑑みれば、同事件における受注調整はいずれも東邦薬品等の根深い談合体質に基づくものであることを指摘している。	裁判所が、単発の違反行為だけでなく、受注調整が繰り返され、その背景に根深い談合体質があると認定しているにもかかわらず、東邦 HD が、独立した第三者委員会による客観的な検証を拒否したことは、東邦 HD における、談合体質の根本原因に向き合わない、形骸的かつ保身的な対応であること（保身・形骸）。	令和 3 年 6 月 30 日付け判決・5 頁
21	旧東邦薬品（東邦 HD）は、平成 15（2003）年、宮城県価格カルテル事件について公正取引委員会から勧告審決及び課徴金納付命令を受けた。その後、東邦 HD の完全子会社である東邦薬品は、同社が当事者となった入札談合（JCHO 事件）の刑事裁判手続における弁論において、JCHO 事件発覚以前の独占禁止法遵守規程や社内の注意喚起は「いわば形式的な談合防止策」であり「内容も抽象的で具体性に欠ける」ものであったことを自認した。	東邦 HD グループにおいては、既に過去に独占禁止法違反による制裁を受けていたにもかかわらず、その法令遵守体制が、形式だけを整えて実質を欠く形骸にとどまり、その結果として JCHO 事件が生じたこと（形骸）。 東邦薬品は、JCHO 事件の刑事裁判手続における弁論において、親会社である東邦 HD とともに法令遵守、コンプライアンス強化に徹底的に取り組む旨を裁判所に対して述べたが、親会社である東邦 HD は、3D が求める独立した第三者委員会の設置を繰り返し拒絶するなど、法令遵守、コンプライアンス強化に徹底的に取り組むことの実質を欠いていること（形骸・保身）。	3D「東邦 HD による不適切な買収防衛策の濫用について」・31 頁及び 65 頁 3D「令和 7 年 3 月 25 日付け取締役会宛て書簡」 東邦 HD「貴社ご要請に対するご返答」 東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」別紙 2 3D「供述調書に記載される新事実に基づく第三者委員会設置の最終の要請について」 東邦 HD「3D Investment Partners Pte. Ltd.からの第三者委

			員会設置に関する書簡の受領及びそれに対する回答書の提出に関するお知らせ」ほか
22	JCHO 事件の刑事裁判手続においては、東邦 HD の完全子会社である東邦薬品の医薬営業本部病院統轄部次長であった K1 氏が、「JCHO に関する入札資料などのものが明るみに出ることを恐れ」、自ら、及び部下である K2 氏に「身の回りの整理」をさせるとともに、データが消えることを認識しながら業務用パソコンの OS のバージョンアップを行ったと供述している（他の従業員も受注調整に関するデータが入っている可能性のある USB メモリをペンチで割るなどして壊して廃棄したと供述している。）。 また、同事件の刑事裁判手続において、検察官は、その論告において、K1 氏が「処分又は処罰を免れるため、本件各犯行や過去の受注調整等に関する証拠について、被告会社における組織的な罪証隠滅工作を主導した」と指摘し、同事件の刑事裁判手続の判決は、K1 氏が証拠隠滅を図ったことを認定した。	東邦 HD の完全子会社である東邦薬品においては、受注調整という違法行為にとどまらず、検察官が「被告会社における組織的な罪証隠滅工作」と指摘するまでに、当局の調査を察知するや不都合な証拠を隠滅して事実を隠すという対応が現場において複数名により行われていた可能性がある。上記 No.21 の東邦 HD グループにおける法令遵守体制が形骸にとどまっていたことと相まって、東邦 HD グループにおいては、自らに不都合な事実を隠し立てする体質が存在する疑いがあること（隠蔽）。 JCHO 事件に関する判決において、東邦 HD の子会社である東邦薬品の社員が証拠隠滅を図った事実が認定されている。東邦 HD は、かかる罪証隠滅の事実が刑事訴訟記録上明らかであるにもかかわらず、上記 No.18 のとおり独立した第三者委員会による客観的検証を拒絶し、株主に対してもこれを何ら説明していないこと（隠蔽・形骸）。	令和 3 年 6 月 30 日付け判決・５～6 頁 被告人 K1 氏 供述調書・26～28 頁 S 氏 供述調書・22 頁 論告要旨・5 頁